

2024年4月1日

神戸学院大学附属中学校・高等学校いじめ防止基本方針

神戸学院大学附属中学校・高等学校

1 本校の方針

校祖森わさ先生は白梅を愛し、「寒風霜雪を凌ぎ、百花にさきがけて馥郁たる芳香を放ち、純白なる花を開く。その色は清楚にして優雅を極める」という「梅花の精神」を尊んだ。

本校はこの教えを継承するとともに、自然の恵みを忘れず、自分を見つめ、たゆまず学び、積極的に行動し、社会とともに生きる人間の育成を目指している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、2012年に創立100周年を迎え、伝統の上にさらなる発展を目指している。2016年にポートアイランドに高校全体が移転し、2017年には中学校も開校して新たにスタートを切った。

また、学校全体で毅然とした指導に取り組むとともに、高大連携教育、ボランティア活動、地元関係機関等と連携した体験活動を充実させるなどの教育活動に取り組んでいる。

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

これを踏まえ、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、定期的にいじめ対応チーム会議にて、チェックを行う。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に質する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2)重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめの防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

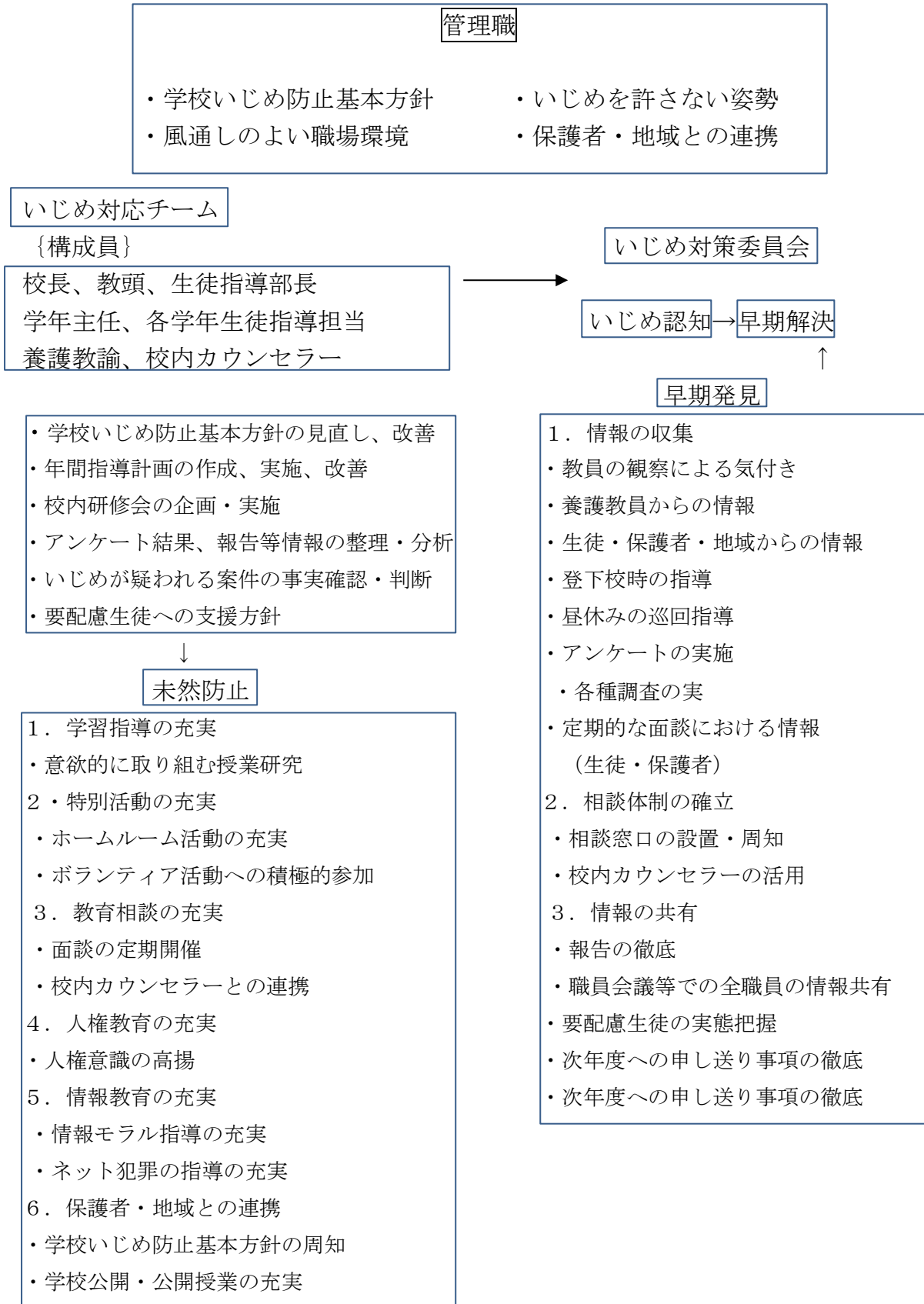
- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ問題を取り組むにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意思を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である

〈 いじめ対策委員会について 〉

- ※校長・教頭及び生徒指導部長を中心に、学年主任・養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及び校内カウンセラー、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- ※事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

日常の指導体制



いじめ発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子供が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けなない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、している
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友達に悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う席に座っている

◎昼食時

- 好きな物を他の子供にあげる
- 食べ物にいたずらされる
- 他の子供の机から机を少し離している
- 教室で一人離れて食べている
- 昼食時になると教室から出て行く

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨での当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる 理由もなく成績が突然下がる
- 持ち物が壊されたり、かくされてりする 服に靴の跡がついている
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上にお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている 教員によって態度を変える
- あからさまに、教員の機嫌をとる 発言の中に差別意識が見られる
- 教員が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ
- 教員の指導を素直に受け入れない
- 活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう
- グループで行動し、他の子供に指示を出す
- 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ

年間指導計画

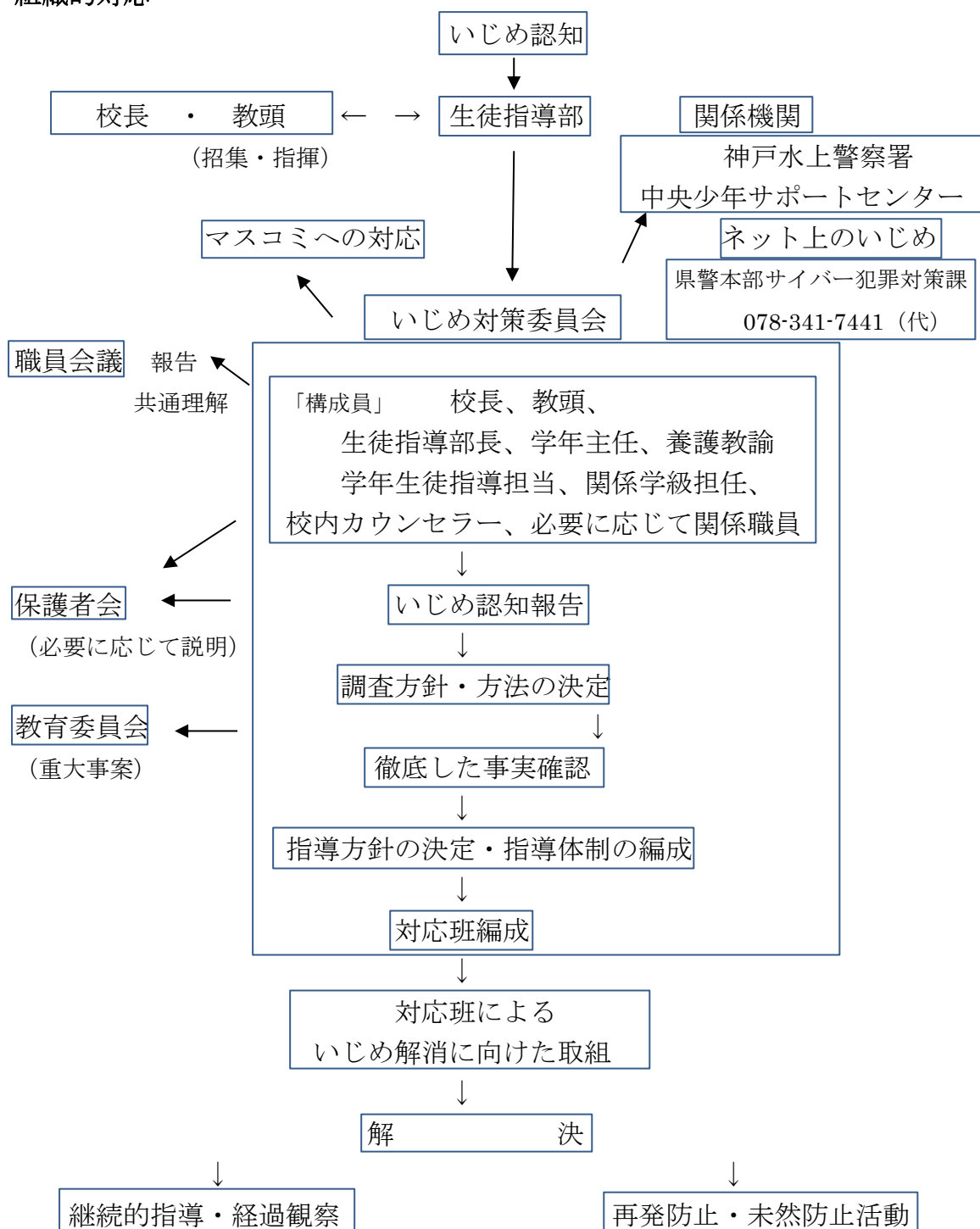
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	年間指導 計画立案 職員 研修会	保護者会 における 保護者向 け啓発活 動		いじめ 対応チー ム会議		職員 研修会
未然防止に向けた取組	いじめの 未然防止 に関する 職員 研修会 1年生 オリエン テーショ ン	人間関係 づくり 学級・学年 づくり	人間関係 づくり 学級・学年 づくり	校長講話 生徒指導 部長講話		
早期発見へ向けた取組	個人面談 状況把握	個人面談 状況把握	いじめ実態 アンケート	保護者 面談		個人面談 状況把握

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	教育相談 研修会	いじめ 対応チー ム会議			いじめ 対応チー ム会議	今年度の 反省と 次年度の 課題
未然防止に向けた取組			校長講話 生徒指導 部長講話	人権教育 研修		校長講話 生徒指導 部長講話
早期発見へ向けた取組	個人面談 状況把握			個人面談 状況把握	いじめ実態 アンケート	次年度に 向けた クラス づくり

※事故発生時 緊急対応会議の開催

- ・緊急対応会議：事故発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。
- ・職員研修会：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。
- ・いじめ実態アンケート：いじめの実態を把握するためのもので、原則として年間2回実施する。
- ・保護者会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。
- ・教育相談研修会：外部講師等を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

組織的対応



※被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

※双方の保護者に説明をする。

※双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

※生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすい上に、広範囲に広がる危険性がある。

- (ア) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。